

○岩佐委員長 次に、企画総務委員会に、新たに送付8-7、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いします。

○佐藤施設経営課長 この陳情に関しまして、関係すると思われる施設の管理面、その点からご説明させていただきます。

区の庁舎ですとか出張所、区の施設において、施設内の秩序及び美観の保持など、公務の円滑な遂行を期するため、庁内取締りに必要な事項を定めました千代田区役所庁中取締規則がございます。その中で、行為の制限といたしまして、物品の販売または宣伝、保険の勧誘、その他これらに類する行為を行う場合には、事前に庁中取締責任者の許可を受けなければならないとしております。そして、その手順のほうでございますが、特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないと認められるときには、これを許可することができるとしております。また、庁中での禁止、行為の禁止といたしまして、威勢を示し、または不安を覚えさせる行為をすること、立入りを禁止した区域に立ち入ること、職員に面会、署名等を強要すること、金銭、物品等の寄附等を強要し、または押売をすることなどにつきまして、何人も庁内において該当する行為をしてはならないと定めております。

施設の管理面からのご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですかね。それでは――人事課長。

○中根人事課長 陳情項目の中で、職員に可能な限り早期に調査、確認をするよう行政に求めてくださいというふうにございますけれども、令和6年7月に再発防止の検討報告書を作成するに当たって、係長級以上に職員アンケートを行っております。アンケートの中では――あ、行っております。で、報告書の中で、15ページのところに、購読の意思があまりないにもかかわらず、議員との業務上の対応に影響を及ぼすおそれがあると懸念して、機関紙の契約をキャンセルできない状況があるというふうに記載してございますので、その当時におきましては、そのような状況はあったんだろうというふうに推察――あったんだろうと思います。

○岩佐委員長 ほかに何か補足の説明はありますか。大丈夫ですか。

それでは、委員の皆様から確認したいこととかはございますか。

○永田委員 規則について説明は分かりましたが、その規則が機能していないから、このような問題が表面化している、陳情につながっているんだと思います。

昨年の11月16日の産経新聞が私の手元にあるんですけど、私も以前から政党機関紙の管理職への勧誘の問題についてはかなり前から問題意識を持っていましたが、一議員あるいは一党派でこの件を質問等したところで問題提起で終わってしまうのではないかと感じて様子を見ていましたが、昨年、この11月に新宿と港区で、この産経新聞では共産区議の勧誘、心理的圧力、赤旗購読を断れないとあります。新宿、港でもこうした問題があって、私も本区の退職された職員に聞いたことがありますけども、課長になると、赤旗の購読の勧誘がある。断ると、日曜版だけでも付き合ってくださいと。日曜版だけだと、当

時九百何十円、今990円のようにですけど、990円、1,000円程度、月1,000円程度でしたら付き合うのはやむを得ないという判断をしたことはあるという方から、お名前は言えませんが、聞きました。それで、日刊版、日曜日以外だと3,497円、両方合わせると4,487円、月かなりの負担になっていて、そうした圧力、まあ、圧力でないにしても、よかれと思ってでも、そういったお付き合いをしていた職員がいたことは事実だと思います。

その上で、憲法上で、思想、良心あるいは表現の自由はあるとはいえ、このような状況が長期間続いてきた。それで、規則はあるとはいえ、そうした相談が多分表立ってなかったのか、そのまま棚上げになって、こうした最終的な陳情という形で出てくるまで具体的な検討をすることもなかった。新宿、港では一定の動きがあったと思いますが、その状況を、今、区ではどのように分析しているのか、把握されているのか、お答えください。

○佐藤総務課長 他区での動向については確認をしております、実際、千代田区にもどのような状況かという問合せも入っているところでございます。ただ、千代田区におきましては、先ほど人事課長からもお話がありましたけれども、再発防止の対策もございましたし、例えば、最近の新任の管理職に聞いてみますと、勧誘を受けていないという者もおります、過去にはそういった実態もあったようには聞いておりますけれども、実際、購読している職員が辞めているといった実態もありまして、他区を聞きますと、議員が集金に自ら回っている自治体もあるというふうに聞きましたので、（発言する者多数あり）そういった状況に比べますと、千代田区の場合は、比較的適切な中で、そういった購読に対しても対応できているのではないかと考えております。

○永田委員 他区では共産議員が多いところも結構あって、議員が各課に回って集金している人もいるというのを聞いたことがあります、本区ではそういうことはない。そして、この新聞の報道によると、各課の課長らの席まで執務時間中に直接勧誘や集金に党员の方、集金担当の方が回っていると。本区ではそういう状況はない。ないということで、現状も今もないということで、議員だけではなくて、一般の方が集金に庁内に入っている、足を踏み入れていることはないということよろしいのでしょうか。

○佐藤総務課長 私が見ている範囲ということになりますけれども、窓口で職員を呼び出して集金している姿というのは見かけますけれども、執務室内に立ち入るということはないかと認識しております。

○永田委員 呼び出して集金というのも私は問題だと思います。

この陳情の中にあるんですけども、個人で購読をするのはもちろん自由なので、自宅で購読すればいいんですよ。わざわざ庁内で購読行為、勧誘、集金も含めて、窓口に来るとはいえ、そういったことがもし認められるのであれば、どの政党も自分の政党機関紙をそういった勧誘して集金するということができるということになってしまう。ここは、共産党の赤旗だけが悪いわけではなくて、全体として、こういう行為ができないようにしないといけない。港区の最新の状況を見ると、庁舎内及び勤務期間中に勧誘や集金に応じないよう職員に通達し、議会側にもその通達の内容を伝えたとあります。規則として新たに政党機関紙を購読するなということはいれられなくても、通達であれば、すぐにでもできると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○佐藤総務課長 職員がどのような経緯があったにせよ、個人的に購読しているものです

ので、その必要性について、どの程度組織から通達できるかということかと思いたすけれども、ちょっと他区の事例を参考に検討させていただきたいと考えております。

○永田委員 多分、この陳情の趣旨からすると、こうした政党機関紙の庁内での勧誘、購読はやめていただきたいという内容だと思うんです。それで、すぐ結論は今出ないかもしれないですけども、例えば、次の定例会までに区のそうした方針を示していただきたいと。それがあれば、今、陳情者にもそのようにお答えはできると、今、結論が出なくても、そういった形でお答えはできると思うんですが、どうでしょうかね、その検討について。今すぐ答えられなくても、今後の政党機関紙はもう購読しない。個人の自由であっても、庁内に集金に来るとするのは、それはちょっと問題だと思うんですが、それはいいんでしょうか。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時41分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

財産管理担当部長。

○夏目財産管理担当部長 今のお話に関しましては、集金を庁内でやるという、集金を庁内でやることの行為に関しての問題と、あと、私的な行為、集金に応じるという、執務時間中に職員が私的な行為を行うという職務専念義務を違反するという疑いがあります。ここでちょっと結論をなかなか出し難い部分がありますので、課題というふうに受け止めさせていただいて、庁内で整理するお時間を頂きたいと思えます。で、改めて、またこういった場か、どの場かというのはありますが、整理した内容についてご報告をさせていただければと思えます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 すごく大事なことだったと思えます。また官製談合のところの最終報告書にもあるので、その辺も加味して、今言った流れの整理をちょっとしていただければと思えますけど、いかがでしょうか。行管、行管担当。えっ。

○岩佐委員長 財産管理担当部長。

○はやお副委員長 財産管理が答えるの。

○夏目財産管理担当部長 先ほど永田委員からご指摘いただいた課題等を含めて、その辺についても、整理可能であれば整理してご報告をするようにしたいと思います。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。それでは……（発言する者あり）

秋谷委員。

○秋谷委員 施設管理の規則違反であったり、あとは、議員が——議員というか、関係者が直接集金に行く。パワハラであったり、それもまさしく公益通報の対象になるんじゃないかなと私は思うんですね。アンケートとかは、何度も何度も年に何回とか月に1回やるわけにはいかないんで、どこか風通しがいい、公益通報制度として通報できるというのも1個の手段になり得るので、その点に関して、こういった事実があった場合は速やかに

公益通報しましょうと、部課長さんをはじめ、職員の方に伝えていただくことは可能でしょうかね。

○村木政策経営部長 法務担当課長がおりませんので、私のほうから。

勧誘行為が直ちに違法かどうかというのは、それはちょっと微妙なところだと思いますので、勧誘を受けたから公益通報というのは難しいところだと思いますけど、それが度を越したものであるとか、あるいは強制を伴うとか、そういった場合には、公益通報という対応か、あるいはパワハラ窓口という対応か分かりませんが、しかるべき窓口への通報等ができるような、そういった周知はしていきたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、本陳情の取扱いはいかがいたしましょうか。継続で。（「継続」と呼ぶ者あり）

○永田委員 いいですか。

○岩佐委員長 はい。永田委員。

○永田委員 課題を受け止めて、整理して報告していただけたということが分かったので、一つの案としては、一旦もう陳情を終わらせて、そして、報告があった時点でまたお知らせすると。継続して次また同じことを審査しても、そこでまた何かこう、どうなのかなというか、年度をまたぐことにもなりますし、一旦、これで終わらせるのも一つだと思いますし、ただ、全体として継続で、また続けるのであれば、それも一つだと思いますが、どうでしょうか。整理することもできるかなという提案です。

○岩佐委員長 暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほど永田委員からここでということもありましたけれども、まだ整理していただく内容が残っておりますので、この陳情は継続審査とすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、送付8-7、陳情審査を終了し、日程2、陳情審査を終了いたします。